

バー制度

個人番号カード～



マイナンバーの通知が始まります。松浦市の市民皆さまへの送付は、11月中ごろの予定です。

マイナンバーの通知は、世帯単位で簡易書留の方法で郵送（転送不要）され、お手元に届く封筒の中には、通知カードを含め、以下の書類が入っています。

- ① 世帯人数分の通知カードと個人番号カード交付申請書
- ② 案内（マイナンバーや個人番号カードについてのパンフレット）
- ③ 個人番号カード申請書の送付用封筒



通知カードは、市役所などの手続きや個人番号カードの申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

■ 個人番号（マイナンバー）カードについて

個人番号カードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（12桁の個人番号）と本人の顔写真が表示されます。

また、平成28年1月以降に交付が開始され、**初回の交付手数料は無料**です。

※ICチップには、プライバシー性の高い個人情報（所得情報や福祉情報など）は記録されません。

【個人番号カードイメージ図】



（表面）



（裏面）

■ 個人番号（マイナンバー）カードの申請から交付まで

STEP.1（郵便による申請方法）

個人番号カード交付申請書に記載、押印、顔写真の貼り付けをします。

内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れてポストへ投函します。

STEP.2

申請が完了したら、後日、個人番号カード交付通知書（ハガキ）が自宅に届きます。

STEP.3

交付通知書（ハガキ）に記載された期日までに、必要書類を準備し、本人が市役所に行くことで、個人番号カードが交付されます。



マイナン ～通知カードと

■ 個人番号（マイナンバー）カードの主な利用用途

マイナンバーを証明 する書類として

マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

本人確認の際の身分 証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

各種行政手続きのオ ンライン申請などに

平成29年1月に開設されるマイナポータルへのログインやe-Taxをはじめ、各種行政手続きのオンライン申請などに利用できます。

※個人番号カードは、上記の用途以外にもさまざまな用途で利用できるように検討されています。

■ 個人番号（マイナンバー）カード取得推進への取り組みについて

松浦市では現在、個人番号カード申請の臨時受付窓口の設置を検討しています。申請書の書き方が分からない人や仕事などで平日の昼間に市役所へ来ることができない人のために、平成27年12月ごろに時間外および土日の申請受付を行う予定です。詳しい日程などが決まり次第、お知らせします。

注意

マイナンバー制度に便乗した、不正な勧誘
および個人情報の取得にご注意ください！

- ◆マイナンバーの通知前に、マイナンバー制度関係で市役所などから手続きを求めることはありません。
- ◆マイナンバー制度関係で、市役所などから口座番号を聞いたり、お金の振り込みを要求することはありません。



ポイント

◎マイナンバーは、法律で定められた事務以外の目的で取得や提供することは禁止されています。情報をすぐに教えるようなことはせず、まずは家族や市役所に確認をしましょう。

■ マイナンバー制度について詳しい情報はこちらまで

■公式サイト URL:<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

■マイナンバー制度 全国共通ナビダイヤル

☎0570-20-0178

《平日》午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を午後8時まで延長。

※年末年始を除く土日祝日も午後5時30分まで開設予定。

○問合せ先 総務課行政係 ☎内線322

《個人番号カードの申請などについて》市民生活課住民係 ☎内線124、127